

鳥取市福祉文化会館 減免制度について

■ 令和2年7月1日より、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、減免制度が拡大されました！

【現在】

【新型コロナウイルス感染症対策による減免】

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率	New! →	減免率
鳥取市内の文化団体協議会に加盟する団体が利用するとき ・鳥取市文化団体協議会 ・福部町文化協会 ・河原町文化協会 ・用瀬町文化団体協議会 ・佐治町文化協会 ・気高町文化協会 ・鹿野町文化団体連絡協議会 ・青谷町文化協議会	会議、研修など	施設利用料 冷暖房利用料	50%		

(令和2年7月1日から令和3年3月31日まで)

(その他減免制度)

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
鳥取市内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校の幼児、児童、又は生徒が利用するとき	研修など	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき 障がい者、要介護者が利用するとき	研修など	施設利用料	50%

※ 減免を希望される団体は、利用許可申請書と同時に利用料減免申請書をご提出ください。

鳥取市福祉文化会館

〒680-0022
鳥取県鳥取市西町二丁目 311 番地
TEL : 0857-24-6766 FAX : 0857-24-3905
MAIL : fukubun@tottori-shinkokai.or.jp



鳥取市福祉文化会館 公式